

整理番号	計調一条申－ 4 8
------	------------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9284)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	地区計画の区域内における用途制限の特例許可（南市岡 3 丁目地区）
概 要	南市岡 3 丁目地区地区計画の区域内において、地区計画の内容に基づいて条例で建築物の用途の制限を定めていますが、地区の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合はこの限りでないと規定されています。
根拠法令等 及び条項	・ 大阪市南市岡 3 丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第3条第1項 (H5年3月1日条例第7号)
審査基準	地区の環境を害するおそれがないと認められる場合には、条例による用途の制限の特例許可を行うことがあります。許可を行う際には、例えば、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないかなどを確認し、総合的に判断します。
標準処理期間	90 日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	建築企画課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、許可申請書及び添付図書（正副 2 通）を作成してください。建築企画課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関等で手数料を納付し、上記提出先まで提出してください。
手数料	¥33, 000
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築企画課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000105184.html
備 考	・ 事前に建築企画課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。